

中央文化基金法

1980年 No. 57

[1980年12月18日認証]

= 目次 =

[第1条 略称](#)

[第2条 中央基金の設立](#)

[第3条 基金の理事会](#)

[第4条 基金の権限](#)

[第5条 基金への金銭の移譲](#)

[第6条 中央文化基金口座](#)

[第7条 基金の最高役員](#)

[第8条 基金の資金を割当てることができる目標](#)

[第9条 会計及び監査](#)

[第10条 基金の会計年度](#)

[第11条 金に対する一定の関税及び税金の免除](#)

[第12条 基金使用人への公務員の任命](#)

[第13条 基金の役員及び使用人は、刑事法典に基づき公務員と看做される](#)

[第14条 基金は賄賂法の趣旨上、指定機関と看做される](#)

[第15条 解釈](#)

L.D. - O. 48/80.

スリランカ国内外の文化遺跡の開発、修復、及び保存、及び宗教的及び文化的活動の発展の為に生じる費用を支払い、芸術家、職人、作家、画家、音楽家及び文化活動促進に従事するその他の人々に財政援助を提供する為の、スリランカ国内の文化的及び宗教的業績開発向け資金提供の為の「中央文化基金」と呼ばれる基金の設立を規定し文化及び宗教分野において国家に尽力した人々への賞の設立を規定しそれらに関連する、又はそれらに付随する問題を規定する為の法律。

スリランカ民主社会主義共和国議会は次の通り制定する。

第1条【略称】

本法は、中央文化基金法[1980年 No. 57]として引用することができる。

第2条【中央基金の設立】

1. 「中央文化基金」(以下「基金」と呼ぶ)と呼ばれる基金が設立される。

2.基金は、前項で与えられた名称で法人となり継続に存続し且つ法人印を有し、当該名称で訴え且つ訴えられることができる。

3.政府は、基金の目的及び目標を遂行することを目的として随時、基金に補助金を贈与することができる。

第3条【基金の理事会】

1.基金の執行、管理及び支配は、以下に規定される理事委員会に帰属する。

2.基金の理事委員会(以下「委員会」と言う)は、以下から構成される

- (a) 首相、委員長を務める者
- (b) 文化問題担当大臣
- (c) 財務担当大臣
- (d) 国連教育科学文化機構(UNESCO)担当大臣
- (e) 観光大臣
- (f) ヒンドゥー問題担当大臣
- (g) 文化問題担当省副大臣(但し、副大臣が存在する場合)
- (h) 総理府次官
- (i) 文化問題担当省次官
- (j) 考古学会理事
- (k) 首相から任命されるその他二名。この二名は各々第3項及び第4項の規定に従い、首相が発給する任命書に指定される期間に亘り在職する。

3.首相は、第2項k号に基づき自らが任命した理事の任命を撤回することができる。

4.第2項k号に基づき任命された理事は、首相宛のその旨の書簡により随時、委員会から辞職することができる。

5.会合では委員長が議長を務め、委員長がかかる会合に欠席している場合、出席理事から選出されたいずれかの理事が議長を務める。

6.委員会会合の定足数は4名とする。

7.前項の規定に従い、委員会は、その会合に関する手続、及び会合での業務取引を規制することができる。

8.理事に空席が存在する、又はその理事の任命に瑕疵が存在するとの理由のみでは、委員会のいかなる行為又は法的手続も無効とは看做されない。

第4条【基金の権限】

委員会は、基金名義で以下の権限を有する。

- (a) 内外から、現金又は現物で、補助金、贈与又は寄付を受け取ること
- (b) 本法により、或いは購入、補助、贈与、遺言による財産処分、その他により自らに与えられる動産又は不動産を取得又は保有すること、及び基金が権利を有する動産又は不動産を売却、抵当入れ、貸与、付与、不動産権譲渡、遺贈、譲渡、交換、又はその他の形で処分すること
- (c) 基金の目的促進の為、補助金、寄付金又は奨学金を与えること
- (d) 直接に、或いは役員及び使用人又は委員会によりその旨の書面により認定された代理人を通して基金の権利、義務及び職務の行使、履行及び遂行に必要な、又は基金の目的の遂行に必要な契約及び合意を締結又は履行すること
- (e) 本法の規定に従い、基金の役員及び使用人を任命、雇用及び報酬支払すること、及びその被用者の任命、昇進、報酬及び懲戒管理、及び被用者への休暇その他の給付の付与に関する規則を制定すること
- (f) 委員会の裁量で、基金に帰属する金銭を投資し、投資を回収、再投資及び変更すること、並びに投資から生じる所得を回収すること及び
- (g) 基金の活動に関連する問題に関する規則を制定すること

第5条【基金への金銭の移譲】

本法施行日より、

- (1)「Apollo Circus 口座」
- (2)「Kapilavastu 口座」
- (3)「Dutugamunu Ashes 口座」
- (4)「文化的三角地帯口座」
- (5)「公務員寄付金口座」

に預金されている金銭は全て基金に移譲される。

第6条【中央文化基金口座】

委員会は、セイロン銀行の「中央文化基金口座」と呼ばれる口座を維持し、下記の金銭は当該口座に振り込まれる。

- (a) 第2条に基づき政府から受け取る補助金
- (b) 第5条の規定により基金に譲渡される全ての金銭
- (c) 基金に対してなされる全ての贈与金及び寄付金
- (d) 投資からの全ての所得又はその他の基金の受領金
- (e) 本書付属書に示される図面に描かれている地域(以下「文化的三角地帯」)に入る訪問者及び観光客からの料金徴収より生じる全所得、及び
- (f) 本法施行日以降に、基金に生じる全金銭

第7条【基金の最高役員】

文化問題担当省次官は、委員会の指示に従い基金の最高役員となる。

第8条【基金の資金を割当てることができる目標】

主として以下に述べられる目標の為に、或いは委員会が決定するその他の方法で、基金に帰属する金銭を割当てるのが委員会の責務である。

- (a) 文化的三角地帯内の文化遺産、及び文化的三角地帯以外の地域の文化遺産で公益の為に開発が必要であると委員会が考えるものの開発で生じる全ての費用を支払う為
- (b) Jetavana Dagobe 事業及びその他同様の事業の全費用を支払うこと
- (c) スリランカ内外での宗教活動の促進の為
- (d) 宗教の促進、或いは宗教的場所、儀礼及び慣行の維持の為
- (e) 文化及び宗教分野で国家に貢献した人々への賞を創設する為
- (f) 芸術家、作家、画家、音楽家、彫刻家、及び文化活動促進に従事するその他の人々に財政援助を与える為、及び
- (g) 公衆にとって有益又は重要だと委員会が考えるその他の宗教的又は文化的目的の為

第9条【会計及び監査】

1. 委員会は、基金の収入及び支出、並びにその他全ての取引について適切な会計帳簿をつけさせる。
2. 会計検査院長が毎年、基金の会計を監査する。会計の監査において院長を補佐することを目的として会計検査院長は、自らの指示及び支配に基づき行動する有資格監査人を雇用することができる。
3. 基金の会計監査において院長が被る費用を支払うことを目的として委員会が決定する報酬を基金の収入から会計検査院長に支払う。会計検査院長が基金から受け取る報酬は、院長が雇用する有資格監査人に院長が支払う金額を控除したのち、整理公債基金に振り込まれる。
4. 委員会は毎年、基金の業務執行に関する報告書及び完了した年度の財務報告書を作成し、これらは会計検査院長の報告書と共に議会に上程され、当該財務報告書が関係する年度の次の年度末前に一般情報として官報に公表される。
5. 本条において、「有資格監査人」とは下記を意味する。
 - (a) スリランカ勅許会計士協会又は法律により設立されたその他の協会の会員で、かかる協会の評議会により発行された会計士開業許可証を所有する個人
 - (b) その各常勤パートナーが、スリランカ勅許会計士協会又は法律により設立されたその他の協会の会員でかかる協会の評議会により発行された会計士開業許可証を所有する会計事務所

第10条【基金の会計年度】

基金の会計年度は暦年とする。

第11条【基金に対する一定の関税及び税金の免除】

- 1.文化問題担当大臣は、財務大臣の同意の下に、基金に対して基金が輸入する物品に掛かる関税の支払いを、当該物品の輸入が基金の目的及び目標の促進に資するとみなされる場合、免除することができる。
- 2.基金は、内国歳入法[1979年 No. 28]に基づいて支払う所得税又は財産税を免除される。
- 3.基金に贈与する者は、当該贈与総額の範囲で内国歳入法[1979年 No. 28]に基づく贈与税の支払いを免除される。
- 4.いずれかの者が基金に寄付をする場合、寄付は内国歳入法[1979年、No. 28]の解釈上、認定支出と看做され、寄付者は寄付の総額に関して同法に基づく軽減を受ける権利を有する。
- 5.基金は、娯楽税条例に基づく娯楽税、及び場合に応じて市議会条例、区議会条例、町議会条例又は村議会条例に基づくその他の税金及び不動産税の支払いを免除される。
- 6.本条の規定は、内国歳入法[1979年 No. 28]、及び場合に応じて市議会条例、区議会条例、町議会条例又は村議会条例中に反対の規定がある場合にかかわらず有効である。

第12条【基金使用人への公務員の任命】

- 1.委員会の要請がある場合、公務員はその公務員及び公務執行担当省次官の同意を得て、委員会が決定する期間に亘り、基金の使用人に一時的に任命され、或いは同様の同意を得て、かかる使用人に恒久的に任命されることができる。
- 2.公務員が一次的に基金の使用人に任命される場合、運輸委員会法[1978年 No. 19]第13条2項の規定が、必要な変更を加えて同公務員に対してか又は同公務員に関して適用される。
- 3.公務員が恒久的に基金の使用人に任命される場合、運輸委員会法[1978年 No. 19]第13条3項の規定が、必要な変更を加えて同公務員に対してか又は同公務員に関して適用される。
- 4.指定期間に亘り政府に奉職することに同意する契約を政府と締結した者を、委員会が雇用する場合、その者の基金への奉職期間は当該契約の義務遂行の解釈上、政府への奉職とみなされる。

第13条【基金の役員及び使用人の刑事法典に基づく身分】

基金の役員及び使用人は全て刑事法典の趣旨及び解釈上、公務員とみなされる。

第14条【基金は賄賂法の趣旨上、指定機関と看做される】

基金は賄賂法の趣旨において指定機関と看做され、同法の規定が然るべく適用される。

第15条【解釈】

本法において「セイロン銀行」とは、セイロン銀行条例により設立された銀行を意味する。

付属書

(図は省略)

文化三角地帯

アヌラーダプラ

ポロンルワ

キャンディ